

## 第4期横浜市障害者プラン中間見直し素案及び市民意見募集の実施について

令和3年度から令和8年度までの6年間の計画期間とする「第4期横浜市障害者プラン」の中間見直し素案をまとめましたので、その内容及び市民意見募集の実施について、御報告します。

### 1 プランの概要

「第4期横浜市障害者プラン」は、「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の3つの法定計画を一体的に策定した計画です。

このうち、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、令和3年度から令和5年度までの3年間の計画期間としているため、「第4期横浜市障害者プラン」の中間期の見直しを行います。「障害者計画」の内容は継承し、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の見直しという位置づけとなります。

- ・ 障害者計画  
障害者基本法に基づき本市における障害者に関する基本的な施策の方向性及びその実現のために必要な個別の事業等を定める計画
- ・ 障害福祉計画  
円滑にサービス提供が進むよう、障害福祉におけるサービスごとに必要な利用の見込み量等を定める計画として、障害者総合支援法に基づく計画
- ・ 障害児福祉計画  
児童福祉法に基づく計画

第4期横浜市障害者プラン					
令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者計画					
障害福祉計画			障害福祉計画		
障害児福祉計画			障害児福祉計画		

見直し

## 2 プランの全体像

「障害のある人もない人も、誰もが人格と個性を尊重し合いながら、地域共生社会の一員として、自らの意思により自分らしく生きることができるとまちヨコハマを目指す」を基本目標として掲げ、障害児・者の生活を「5つのテーマ」に分類し、施策を進めています。



## 3 見直し内容

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」については、関係法令の改正等を踏まえた国の基本指針等の内容により、後期3年間のサービスごとに必要な利用の見込み量等を設定します。

「障害者計画」に係る個別事業についても、ニーズの動向等を踏まえながら必要に応じて内容の見直しを行います。

### 【参考】障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (こども家庭庁・厚生労働省告示第1号・令和5年5月19日)要旨

- (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行  
地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- (2) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築  
精神病床退院後一年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上
- (3) 地域生活支援の充実  
強度行動障害を有する者への支援ニーズ把握、支援体制の整備
- (4) 福祉施設から一般就労への移行等  
就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：50%以上
- (5) 障害児支援の提供体制の計画的な整備等  
都道府県は医療的ケア児支援センターを設置
- (6) 相談支援体制の充実・強化等  
各市町村は、基幹相談支援センターを設置等
- (7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

#### 4 当事者等からの意見聴取

##### (1) 関係者団体グループインタビュー

横浜市身体障害者団体連合会、横浜市心身障害児者を守る会連盟、  
横浜市障害者地域作業所連絡会、横浜市障害者地域活動ホーム連絡会、  
横浜市グループホーム連絡会、横浜市精神障害者家族連合会、  
横浜市精神障害者地域生活支援連合会、横浜知的障害関連施設協議会、  
Y P S 横浜ピアスタッフ協会、横浜市グループホーム連絡会（当事者部会）、  
横浜市放課後等デイサービス自主勉強の会、  
社会福祉法人型障害者地域活動ホーム連絡会  
<12 団体、約 250 人>

##### (2) 主な意見

- ・地域の方に、障害のある方の暮らしの様子についての啓発は必要と思われる。
- ・幼年期、小中学校時代の一般児童・生徒への共生の意識の高まりが必要。
- ・誰が、どこが詳しいか、誰に聞いたら教えてもらえるのか？それがわからない。
- ・文字での案内が多いので、知的・発達障害の方々ではわかりにくい場面が多いと感じま  
す。
- ・病院（診断）の連携がうまくいっていないと思います。
- ・災害発生時、障害のある人と家族・支援者が安心して過ごせる避難場所が必須。
- ・日中活動の事業所が足りない。2か所に通っているが、人によっては3か所通っている人もいる。
- ・知的障害のある方は特にコロナ禍で余暇が思うように過ごせずストレスが高い方も多いと感じます。

※原文のまま掲載しています。

## 5 振り返り及び見直し内容

<別紙「第4期横浜市障害者プラン中間見直し素案 詳細版」より抜粋>

### 様々な生活の場面を支えるもの

#### (1)「障害者計画」に係る個別事業の振り返り及び新規事業

事業名	事業内容	中間期（令和3～5年度）			目標
		目標	振り返り	評価	
障害福祉人材の確保	障害福祉の仕事の魅力を発信し、求人や雇用の支援を行うことで社会福祉人材の確保につなげていきます。	推進	市内専門学校との連携により、障害福祉の魅力を発信するアニメーション等を作成し、イベント等で放映するなど、障害福祉の魅力を発信するための取組を行ってきました。引き続き、これまで作成した動画やポスター等を活用し、就職を考え始める前の高校生や中学生など、若年層に向けた更なる啓発に取り組みます。	△	推進
障害者虐待防止事業（普及・啓発）	市民向けのリーフレット作成等により広報を行います。また、虐待や不適切支援をなくしていくため、障害福祉サービスの事業者等を対象とした研修を実施します。	推進	ちらし・ポスター等を作成し、市民に向けた広報を実施したほか、ホームページでの情報発信を通じて、虐待防止に係る普及・啓発を推進しました。また、障害福祉サービス事業所の管理者及びサービス管理責任者を対象とした「障害者虐待防止研修」を毎年度開催し、各施設における虐待防止及び支援の質の向上に取り組みました。引き続き市民への普及・啓発や、事業者等への各種取組を推進していく必要があります。	○	推進
【新規】精神科病院における虐待防止に向けた措置	精神科病院内で虐待を発見した場合の通報受理体制を整え、通報内容の事実確認等を実施します。	—	—	—	推進
【新規】障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の理念及び障害当事者の意見を踏まえ、情報保障の考え方や手法等をまとめたガイドラインを活用したコミュニケーション環境の向上及び障害理解の普及啓発に取り組みます。	—	—	—	推進
【新規】医療的ケア児・者等の相談体制の充実	医療的ケア児・者等とその家族が、身近な地域で相談できる場所の充実を図ります。	—	—	—	推進

【評価欄の凡例】 ○：想定した目標を達成し、想定したとおりの効果が得られた。  
 △：一定程度の効果は得られた。  
 ×：想定した目標は達成できず、効果も得られなかった。

#### (2)「障害福祉計画」に係るサービス見込み量等

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援利用者数（年間）	16,322人	18,805人	21,453人	19,860人	22,485人	25,279人
	実績14,235人	実績15,086人	見込17,397人			

生活の場面 1 住む・暮らす

(1) 「障害者計画」に係る個別事業の振り返り

事業名	事業内容	中間期（令和3～5年度）			目標
		目標	振り返り	評価	
多機能型拠点の整備・運営	常に医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者等とその家族の地域生活を支援するため、相談支援、短期入所、生活介護、診療、訪問看護や居宅介護などを一体的に提供する多機能型拠点の整備を市内6方面に進めます。	市内4方面整備完了	市内4館目となる北東部方面多機能型拠点（仮称）が令和5年度末に竣工する予定です。 引き続き、市内6館の整備完了に向けて、候補地の検討を進めていきます。	○	市内6方面整備完了
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	精神障害のある方を地域で支えていくため、医療・保健・福祉の連携の下、各区福祉保健センター、生活支援センター及び基幹相談支援センターを核とした「協議の場」において課題解決に向けた取組を検討し、実施していきます。また、地域の社会資源を十分に活用しながら、新たなつながりを構築し、ネットワーク機能を強化します。	推進	各区福祉保健センター、生活支援センター及び基幹相談支援センターを核とした「協議の場」において、取組の推進を目的とした研修会を開催するなど、区域の地域課題解決に向けた検討を実施しました。 また、「市自立支援協議会」の「地域移行・地域定着部会」において、精神障害者がピアスタッフとして支え合える仕組みを検討し、令和5年度から地域生活支援センターの職員等を対象とした「精神障害者ピアスタッフ推進事業」を実施しています。	○	推進
医療的ケア児・者等の支援のための関係機関の協議の場の開催	医療的ケア児・者等への地域における更なる支援の充実に向けて、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るため、横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会において、課題共有、意見交換、対応策等の検討を行います。	推進	「横浜市医療的ケア児・者等支援検討委員会」を毎年度2回開催し、医療的ケア児・者等の現状や課題を把握するとともに、今後の支援体制を検討しました。 引き続き、関係機関による連携強化や、医療的ケア児・者等の地域での受入れ体制の充実・強化に取り組んでいきます。	○	推進
重度障害者等への移動支援事業の拡充	公共交通機関での外出が困難な重度障害者等に対して、移動支援事業の拡充を図ります。	推進	令和3年10月から燃料券制度の新設及び重度障害者福祉タクシー利用券の対象者の拡大を図り、電車やバス等での外出が困難な重度障害者等に対して、移動手段の選択肢を増やしました。	○	推進

(2) 「障害福祉計画」に係るサービス見込み量等

指標名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助利用者数（/年）	5,000人	5,200人	5,400人	5,600人	5,800人	6,000人
	見込5,164人	見込5,452人	見込5,785人			
【新規】うち、重度障害者	—	—	—	1,288人	1,407人	1,538人
【新規】精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数					神奈川県と調整が完了した後、地域の実情等を基に設定します。	
【新規】精神病床における1年以上入院患者数					神奈川県と調整が完了した後、地域の実情等を基に設定します。	

(1)「障害者計画」に係る個別事業の振り返り及び新規事業

事業名	事業内容	中間期（令和3～5年度）			目標
		目標	振り返り	評価	
難病患者一時入院事業	医療依存度の高い難病患者が介助者の事情により、在宅で介助を受けることが困難になった場合、一時的に入院できるようにします。	推進	新型コロナウイルス感染症の影響により、延利用日数及び延利用人数が減少しましたが、ともに増加傾向にあります。また、受入医療機関を7か所から9か所に増やし、利用者の利便性向上を図りました。 【延利用日数】 令和3年度：362日 令和4年度：460日 令和5年度：504日（見込み） 【延利用人数】 令和3年度：47人 令和4年度：61人 令和5年度：68人（見込み） 【受入医療機関数】 令和3年度：7か所 令和4年度：8か所 令和5年度：9か所	○	推進
医療機関連携事業	障害児・者が身近な地域で適切な医療が受けられる環境づくりを推進するため、障害特性等を理解し適切な医療を提供できる医療機関を増やします。	推進	障害特性等を理解し、適切な医療を提供できる医療機関として、知的障害者専門外来を5病院で運営しています。引き続き市内の医療機関との調整を進め、更なる受入体制の拡大に取り組みます。	○	推進
重症心身障害児・者の在宅生活を支えるための支援体制の充実	重症心身障害児・者の在宅生活を支えるための医療体制をはじめとする検討を行います。支援体制の充実を図ります。	検討	「小児訪問看護・重症心身障害児者看護研修会」を実施することで、重症心身障害児や医療的ケア児・者等への理解が深まり、支援体制の充実につながりました。	○	推進
災害時要援護者支援事業	災害時に自力避難が困難な要援護者の安否確認や避難支援等の活動が円滑に行われるよう、災害時要援護者名簿や避難支援に必要な情報を地域に提供し、日頃からの地域における自主的な支え合いの取組を支援します。	推進	災害時要援護者支援の取組を実施している自治会・町内会の割合は増加しています。また、令和4年度からは、要援護者に対する個別避難計画のモデル事業に着手しています。引き続き、地域における災害時要援護者支援の取組を支援していきます。	○	推進
【新規】要電源障害児者等災害時電源確保支援事業	電源を要する医療機器を在宅で使用する障害児・者等に対し、災害時に生命を維持する上で必要となる非常用電源装置等の確保を支援します。	—	—	—	推進

生活の場面3 育む・学ぶ

(1) 「障害者計画」に係る個別事業の振り返り及び新規事業

事業名	事業内容	中間期（令和3～5年度）			目標
		目標	振り返り	評価	
地域療育センター運営事業	障害がある、またはその疑いのある児童に、専門性の高い評価や支援計画に基づき、集団療育や保育所、幼稚園及び学校への巡回訪問、保護者支援等を行います。また、区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣等を行います。	推進	<p>集団療育や区福祉保健センターの療育相談へのスタッフ派遣等により、障害のある児童や保護者への支援を行いました。保育所、幼稚園及び学校等への巡回訪問等により、障害のある児童の地域社会への参加・インクルージョンの推進を図りました。</p> <p>聴覚障害児支援について、支援体制の充実を図るため、関係機関の連携を促進することを目的とした協議会設置等の準備を進めていきます。</p> <p>【保育所等への巡回訪問実施回数】 令和3年度：1,576回 令和4年度：2,092回 令和5年度：1,980回（見込み）</p>	○	推進
医療的ケア体制の充実	小・中・義務教育学校や特別支援学校における医療的ケアの実施体制を充実させます。特別支援学校においては、人工呼吸器等高度な医療的ケアにも対応できるよう、体制の強化を図ります。	整備	<p>小・中学校等では、看護師によるケアを必要とする児童生徒全てに対して、看護師を派遣しました。</p> <p>また、特別支援学校では、肢体不自由特別支援学校6校に看護師を配置し、医療的ケアを伴う児童生徒が安心・安全に教育を受けられる環境を整備しました。</p> <p>引き続き、人工呼吸器等の高度な医療的ケアにも対応し、保護者の付き添い解消に取り組みます。</p>	○	整備
【新規】障害児入所施設における入所児童の地域移行	入所児童のうち、18歳に到達する児童について、グループホーム等への入居による地域移行を推進します。	—	—	—	推進

(2) 「障害児福祉計画」に係るサービス見込み量等

指標名	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
児童発達支援（地域療育センター実施分を含む） 事業所数（/年） 受給者数（/月）	190	か所	200	か所	210	か所	250	か所	270	か所	290	か所
	実績209	か所	実績232	か所	見込258	か所						
	3,800	人	4,000	人	4,000	人	4,800	人	5,000	人	5,200	人
	実績4,270	人	実績4,797	人	見込4,800	人						
放課後等デイサービス事業 事業所数（/年） 受給者数（/月）	410	か所	460	か所	510	か所	570	か所	630	か所	700	か所
	実績418	か所	実績470	か所	見込504	か所						
	8,800	人	9,700	人	10,700	人	11,400	人	12,600	人	14,000	人
	実績8,833	人	実績9,886	人	見込10,661	人						

(1) 「障害者計画」に係る個別事業の振り返り

事業名	事業内容	中間期（令和3～5年度）			目標
		目標	振り返り	評価	
就労支援センターを中心とした、地域における就労支援ネットワークの構築	障害者の就労を支える関係機関（特別支援学校、就労移行支援事業所、ハローワーク等）との連携・協力体制を構築します。就労の継続に欠かせない生活面でのサポートを充実させるため、地域の関係機関と連携し、本人への支援を円滑に進めます。	推進	就労支援センター及び就労移行支援事業所と協力し、研修会や連絡会を開催するなど、地域の関係機関による連携体制の構築に取り組みました。 また、教育・労働の各分野においても、障害者就労に関する勉強会等を通じた連携強化に取り組みました。 特に、特別支援学校については、各分野の勉強会に加え、意見交換会を実施するなど、就労支援ネットワークの構築に向けた取り組みを推進しました。	○	推進
雇用施策と福祉施策の連携による重度障害者等への就労支援（重度障害者等就労支援特別事業）	法定サービスの対象外となっている重度障害者の経済活動時間中の支援を雇用施策と福祉施策が連携して行う制度を検討し、実施します。	検討・実施	制度構築に向けた検討を重ね、令和5年度から「横浜市重度障害者等就労支援特別事業」を実施します。	○	実施
身近な地域における障害者スポーツの推進	障害者が身近な地域でスポーツに取り組めるよう、各区のスポーツセンターや中途障害者地域活動センター等と連携し、地域の人材育成を進めながら、障害者スポーツの推進を図ります。	推進	中途障害者地域活動センター、横浜市スポーツ協会等と連携し、障害のある人の身近な地域での障害者スポーツの取組を行いました。また、障害者スポーツの周知活動、スポーツボランティア養成講座や初級障害者スポーツ指導員研修会等の実施を通して、支援者・指導者の人材育成を進めました。	○	推進

(2) 「障害福祉計画」に係るサービス見込み量等

指標名	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度	
生活介護（/月）	7,732	人分	7,982	人分	8,232	人分	8,482	人分	8,732	人分	8,982	人分
	■実績8,362	人分	■実績8,526	人分	■見込8,615	人分						
【新規】 うち、重度障害者	—		—		—		3,749	人分	3,887	人分	4,025	人分
【新規】 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所	—		—		—		50%		50%		50%	
【新規】 就労選択支援	—		—		—		国が事業の詳細を示した後、地域の実情等を基に設定します。					

## 6 市民意見募集の実施

### (1) 実施期間

令和5年9月26日（火）～10月27日（金）

### (2) 周知方法

関係者団体への説明をはじめ、市ウェブサイトでの公表、市役所・区役所でのリーフレット等の配布を行います。

### (3) 意見提出方法

電子メール、FAX、郵送により御意見をいただきます。

## 7 今後のスケジュール（予定）

令和5年	9月	<u>常任委員会（素案及び市民意見募集の実施）</u>
		市民説明会
	9月～10月	市民意見募集、関係者団体説明
	9月～令和6年1月	原案の検討・作成
	12月	<u>常任委員会（市民意見募集の結果）</u>
令和6年	2月	<u>常任委員会（原案）</u>
	3月	計画策定